

## マイナンバーの 記載時期に要注意

各種様式にマイナンバーを記載する時期は税目によって異なります。提出期限が同じであっても、マイナンバーの記載が必要なもの、必要でないものがあります。

### はじめに

各種様式にマイナンバーを記載する時期は税目によって異なります。

提出期限が同じであっても、マイナンバーの記載が必要なもの、必要でないものがあります。

### 税目により異なるマイナンバー記載時期

平成28年度分の償却資産申告書は毎年1月31日が提出期限ですが、平成28年1月31日は日曜日のため、提出期限は翌日の2月1日となります。

この2月1日が提出期限となる平成28年度分の償却資産申告書からマイナンバーを記載する新様式を使うこととなります。地方税の電子申告システムeLTAXでも、マイナンバーを記載する新たな償却資産申告書に対応しており、早速マイナンバーを使うこととなります。

一方、償却資産申告書と同様に提出期限を迎える法定調書合計表、支払調書及び給与支払報告書については、平成28年分以後の所得に係る申告書からマイナンバーを記載することになるため、今回提出する資料にはマイナンバーを記載する必要がありません。

**来年1月末に提出期限を迎える法定調書合計表、支払調書及び給与支払報告書からマイナンバーの記載が必要です。**

同じ平成28年2月1日が提出期限となる書類であってもマイナンバーを記載しなければならないのは償却資産申告書、マイナンバーを記載しなくてよいのが法定調書合計表、支払調書及び給与支払報告書となります。

この点は混乱しないよう注意が必要です。

### 法人税や所得税の記載時期

法人税申告書や法人事業税、法人住民税の申告書へのマイナンバーの記載時期は、平成28年1月1日以後に開始する事業年度からとなります。したがって、4月決算法人の場合、平成28年3月期（平成27年4月～平成28年3月）の法人税申告書にはマイナンバーを記載する必要がありません。

これは法人事業税や法人住民税も同様です。平成29年3月期（平成28年4月～平成29年3月）の法人税申告書からマイナンバーを記載することになり、こちらも1年以上先の話となります。

個人の方（もしくは個人事業主の/個人で確定申告をされる方）の所得税申告書への記載についても、平成28年分以後の所得に係る申告書からマイナンバーの記載が求められるため、今年の3月15日が提出期限となる確定申告書へのマイナンバー記載は不要です。

このように、申告書等へのマイナンバーの記載が求められるのは基本的に平成29年以降となっていますが、償却資産申告書のように今年から記載が求められるものもあるため注意が必要です。

# 民法債権法の改正のポイントと改正時期

今回は、企業法務実務への影響という観点から押さえるべき実質的な改正のポイントと、気になる改正作業の最新状況についてお伝えします。

## はじめに

民法の債権法の改正は、120年ぶりの大改正と言われ、法務省案では従来からの判例を条文化した点に加え、実質的な内容変更があります。そこで、今回は、企業法務実務への影響という観点から押さえるべき実質的な改正のポイントと、気になる改正作業の最新状況についてお伝えします。

## 改正のポイント

① 債権の消滅時効の起点や期間について、「権利を行使できる時から10年間」に加えて、新たに「**権利を行使できることを知った時から5年間**」も加わり、**消滅時効が早まりました**。また、小売店の売掛代金などで適用されていた短期消滅時効が廃止され、上記の一般債権と同じ消滅時効が適用されることとなります。

② 企業が一般消費者等と定型的な取引をする際に使用する約款について、**この約款に契約としての拘束力が認められました**。また、約款の内容を変更する場合に、変更の合理性があれば消費者等の相手方の個別の同意が不要となりました。ただし、約款の内容について、社会通念に照らして消費者等を一方的に害すると認められた場合については契約の拘束力はありません。

③ 事業のための借入れの際に個人が保証人となる場合、**保証人が事前に公正証書を作成して保証する意思を表示しないと、保証は無効**となります。また、借入れをする主債務者は自らの財産状況を保証人に情報提供しなければならず、事実と異なる情報提供があった場合、保証契約を取り消せる場合があります。

④ 債権者代位権を行使した場合でも、**債務者は第三債務者に対して債権を行使し弁済を受領することができるようになります**。そのため、債権者は、債権者代位

権を行使して債権回収を万全にするには、事前に仮差押え等をしておく必要が出てきます。

⑤ **約書で利率を定めない場合に適用される法定利率が5%から3%に変更**になること、貸付した場合の敷金は原則返還すべきことが明文化されること等、他にも企業法務に影響があるポイントは多数あります。

## 施行・適用時期について

このように、企業法務にも影響のある改正となっており、改正の見通しと施行適用の時期が気になるところです。

民法の改正案は、2015年3月31日に国会に提出されていますが、安保関連法などの審議が優先されたため、今国会(190回国会)に継続審議となっています。2016年1月15日現在、衆議院一部議案課閣法係によれば、具体的審議は開始されておらず、今後、開始されるかについても見通しが無い状況であり、今国会で成立するかは不透明という状況です。

法律の改正は国会で成立した後、一定の猶予期間を経て施行されることとなります。この施行日以降の取引について、改正後の民法が適用されるのが原則です。では、国会で成立した場合、改正後の民法はいつから施行されるのか、という点につき、法務省民事局参事官室によれば、改正法が国会で成立してから2~3年後をメドに施行したい意向を持っています。したがって、今年6月1日までの今国会で成立すれば、2019年ごろの施行ということになりそうです。



# 企業による ADR(裁判外紛争解決手続)の活用について

ADR のメリットとデメリットおよび企業における ADR の主な活用方法について説明します。

## ADR について

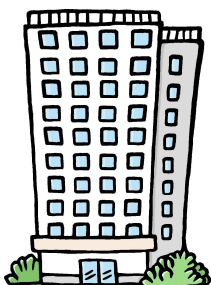
ADRとは、「**裁判外紛争解決手続**」といい、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に規定されています。この手続は、まず当事者の一方が ADR を公的な機関や民間の機関に申し立てて、これに対してもう一方の当事者が ADR による紛争の解決を了承した場合にのみ行われる解決手続です。そして、法律や専門的知識を持った第三者が公平公正な立場で当事者の間に立ち、双方の言い分を聞いた上で話し合いによって紛争を解決するものです。

ADR を申し立てる機関は公的機関と民間の機関との2種類があり、主な公的機関は原子力損害賠償紛争解決センター、公害等調整委員会及び国民生活センター等です。また、主な民間の機関の例としては、日本弁護士連合会交通事故相談センター等が挙げられます。

## ADR のメリットとデメリット

### ①メリットについて

法律の規定によらず紛争の実情に即した柔軟な解決が可能です。具体的には、専門知識のある第三者が係るため当事者のニーズにあった紛争解決を図ることができます。さらに、話し合いが行われるため紛争の解決には自主的判断に委ねられる部分が多く円満に解決を図ることができます。また、ADR 手続は、非公開であるため両当事者以外の人がある内容を知らず



りません。さらに、申立手続が簡易であるため、裁判手続よりも費用が安く迅速に紛争を解決できます。

### ②デメリットについて

相手方が参加しない場合には、紛争解決が図れません。さらに、裁判官でない第三者が参加するので公平性・公正性が確保できるか不明です。

## 企業における ADR の活用について

企業において ADR を活用する場面として、事業再生 ADR 制度というものがあります。この制度は、経済産業大臣の認定を受けた公正・中立な第三者が関与することにより、過大な債務を負った事業者が法的整理手続によらずに債権者の協力を得ながら事業再生を図ろうとする制度です。

この制度の特徴は、会社更正とは異なり必ずしもすべての債権者を手続きに入れる必要はなく、債権者を金融機関に限定し取引を継続しながら債権整理をすることができます。もっとも、事業再生 ADR 利用者は、再建計画案を作成したうえで手続きに参加する債権者全員の同意を得なければなりません。一人でも同意を得られない場合には紛争解決がなされず法的整理に移行します。

互いに利害関係がある債権者の全員の同意を得ることは難しく、この手続による紛争解決は困難であると思われ

ます。もっとも、債権者全員の同意を得られれば、会社更生法や民事再生法などの企業価値を著しく毀損しかねない法的手続によらずに、債権者と債務者の合意に基づき、経営困難な状況にある企業を再建することができます。

# 従業員の「不倫」が企業にもたらす法的リスクと対応策

自社の従業員が不倫を行なったときに企業に生じる法的リスク、不倫を行なった従業員への対処方法について説明します。

## はじめに

不倫を明確に禁止する法律はありませんが、民法 770 条 1 項 1 号で、一方的な離婚が認められる事由の一つとして定められています（当事者同士の同意がない限り、きちんとした理由がなければ一方的な離婚は認められません）。

また、民法 709 条は、故意又は過失で他人の権利や法律上の利益を侵害した者に損害賠償責任を負わせており、これらの条文から、不倫は、民事裁判における損害賠償請求の対象となっています。

## 不倫の被害者と企業の関係

不倫は、基本的に、不倫当事者 2 人と不倫の被害者の三角形（ダブル不倫だと四角形）の関係の中で行なわれますが、不倫が業務中に行われるなど、仕事と関連した場面で行われていた場合、不倫の被害者は不倫の加害者の勤める企業に対して損害賠償請求を行う余地が出て来ます。**民法 715 条のいわゆる使用者責任**というものになります。

## 使用者責任が認められる条件

- ①事業の執行に関連して不倫を行ったこと
- ②従業員の行為が不法行為に該当すること
- ③企業に過失や注意義務違反が認められること

## 企業が取るべき措置

不倫の被害者が企業に求めることは、基本的にお金ではなく、不倫の加害者である従業員に対する厳しい処分です。逆に、一番怒りを買うのは、企業が不倫の加害者をかばい立てするような姿勢を示すことです。企業側の担当者は、その点を念頭に、公正かつ厳格な姿勢で問題の処理にあたることを不倫の被害者に示す必要があります。特に、いわゆる社内不倫（不倫の当事者二人共が同じ会社内の人間）の場合はなおさら厳しい姿勢を示すことが求められます。

もっとも、不倫を行った従業員を処分するには、徹底的な調査による事実確認と自社が被った損害（金銭面、社内風紀の乱れ、社外イメージ等）の正確な把握、就業規則上の懲戒規定に抵触しているか否かの確認が必要となります。これらを疎かにして、性急に従業員に重い処分を下した場合には、不当な懲戒処分として労務問題に発展するおそれもありますので、細心の注意を払った方が良いでしょう。

SNS 等の発展により、出会いの場が増え、配偶者に隠れて不倫相手と連絡を取ることも容易になっています。今後、企業が従業員の不倫問題に巻き込まれる場面が増えることが予想されますので、**事が起こる前に、あらかじめ、従業員が不倫を行った場合の対応を協議しておく**といいかもかもしれません。

## ～当事務所へのお問い合わせについて～

『PLUS ALPHA NEWS』では、最新の法令等の情報をお知らせするだけでなく、当事務所を少しでも身近に感じていただけるコミュニケーションツールとしても活用していきたいと考えておりますので、よろしくご願ひ致します。

事務取扱い

〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町 1 4-3 朝日生命所沢ビル 8 階

弁護士法人アルファ総合法律事務所

TEL 04-2923-0971

HP は

弁護士法人 アルファ

検索